

各位

2025 年 9 月 10 日

放射線取扱主任者

佐波 俊哉

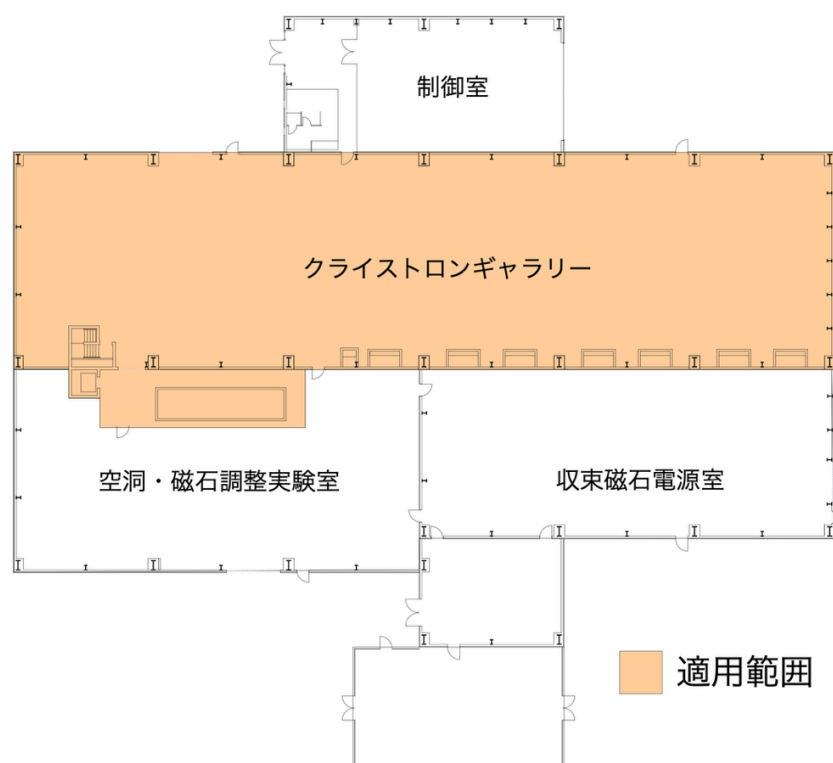
## STF 棟における RI 法施行規則第 22 条の 3 項の適用開始について

### 記

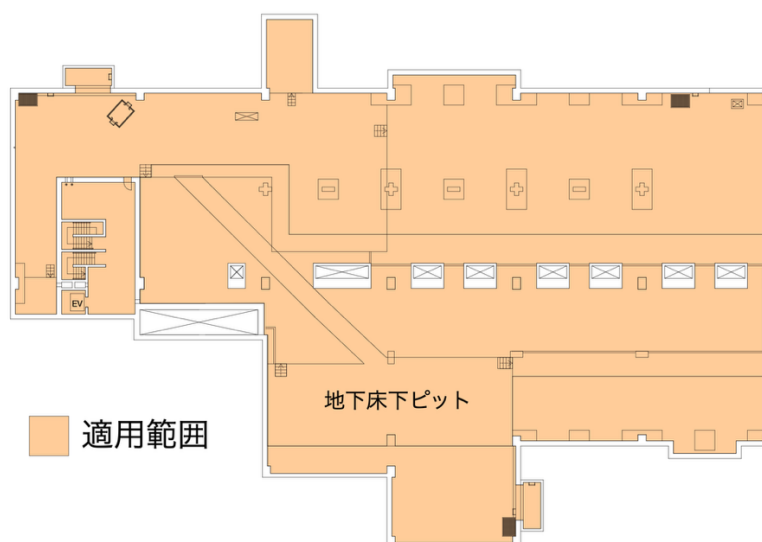
超伝導リニアック試験施設棟（STF 棟）の管理区域において、RI 法施行規則第 22 条の 3 に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせいたします。

1. 期間：2025 年 9 月 11 日（木）17:00 から 2026 年 3 月 31 日（火）17:00 まで
2. 場所：STF 棟管理区域の放射線発生装置室以外の部分（図参照）

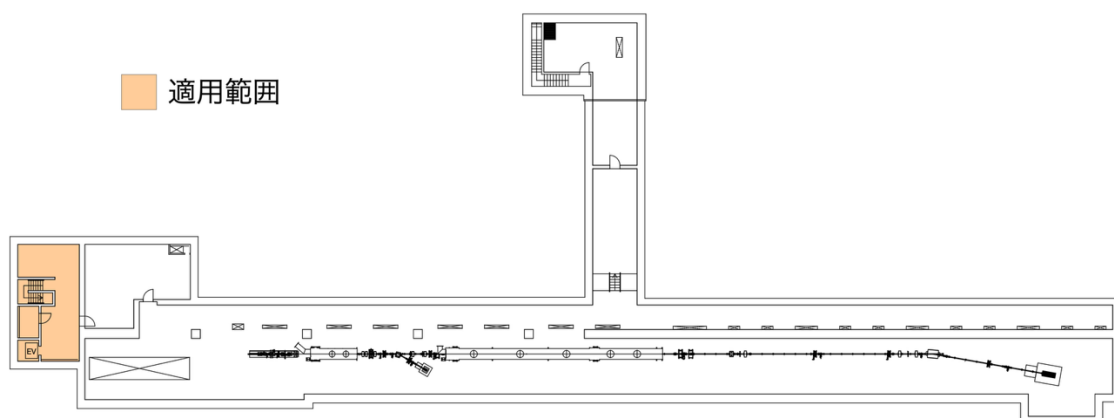
(a) 1 階クライストロンギャラリー



(b) 地下床下ピット



(c) 地下一階（放射線発生装置室を除く）



以上

---

配布先

機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(QUP) 拠点長、副拠点長

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員